

子どもの「自立」サポート事業委託 仕様書

1 事業の趣旨

児童養護施設、ファミリーホーム、里親、児童自立支援施設及び自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）から退所する子ども（18歳以上の者を含む。以下同じ。）の中には、家族や親族からの支援を得られない者がいる。

また、就職に際しても住み込みや一人暮らしをしながらの就労が多く、就職しても転職や離職を経験している者もいる。地域社会において自立生活を送る際には、様々な生活・就職上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない状況であり、必要な支援体制の整備が求められている。

このため、これらの子どもに寄り添い、生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが気軽に集まる場所を提供し、子どもが意見交換や情報交換等を行うためのグループ（以下「自助グループ」という。）の活動を支援することにより、地域社会における社会的自立の促進を図る。

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

3 委託額（上限額）

6,183,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 実施場所

奈良県内

5 対象者

県が措置した児童及びその退所者（奈良市移管対象者を除く）

6 委託業務の内容

児童養護施設等への措置を解除し、自立する子どもを対象に以下の業務を行う。

（1）退所を控えた子どもに対する支援

- ① 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキスト等を対象となる高校生に配布できる部数を作成し、講習会の開催（概ね年3回以上）、生活技能等を修得するための個別支援を行うこと。
- ② 退所前できるだけ早くから対象者との緊密な伴走支援の関係をつくるため、個別支援の開始時期を概ね退所1年前から実施することとし、児童養護施設等を訪問（概ね月1回）し、施設等と連携しながら、退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。
- ③ 大学、高等学校等を中退・退学した子ども等の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- ④ 施設等と連携して、対象者同士の交流等を図る活動（概ね年2回以上）を行うこと。
- ⑤ その他、自立生活を始める上で必要な行政手続等の支援を行うこと。



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

(2) 退所後の支援

- ① 住居、家族、交友関係等将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。
- ② 進路及び就学継続、就労及び就業継続等の相談に応じるとともに、ハローワーク等専門機関の活用、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- ③ 対象者が気軽に集まれる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援（概ね月1～2回以上）を行うこと。
- ④ 今後の施策の方向性を検討するため、施設等と連携しながら継続的に生活の状況を把握し、施設退所者の現状や現在の生活で課題となっていること、不安に思っていること等について具体的に把握するとともに、必要な支援を行うこと。

(3) 「児童養護施設等退所者等に対する自立支援資金貸付事業」への協力

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」が円滑に実施されるよう貸付対象者への制度の周知等の協力を行うとともに、貸付を受けた者に対し、上記(2)の支援を行うこと。

(4) 法律相談支援

- ① 子ども等が金銭トラブル、契約トラブル等に遭った場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。
- ② その他、子ども等が法律相談を必要とする状況になった場合に適切に対応するために必要な事業を行うこと。

7 業務実施体制

- (1) 相談支援担当職員を1名以上配置するとともに、その他業務の実施に必要な人員を配置すること。
- (2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次のいずれかに該当する者をもって充てること。
 - ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条第1項に定める児童指導員の資格を有する者
 - ② 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- (3) 児童養護施設等と連携を密にするとともに、多様な相談に対応できるよう他職種及び他機関と連携すること。
- (4) 相談拠点となる場所（以下「事業所」という。）を設置すること。
 - ① 事業所は利用者の利便性に配慮するため、県内に設置すること。
 - ② 事業所は就労や就学している子ども等が利用しやすいよう、適切な開所日時を設定すること。
 - ③ 事業所に相談室及び子ども等が集まることができる設備を設けること。
- (5) 統括責任者（相談支援担当職員と兼任可）を選任するとともに、本業務を実施する際の業務実施体制表を企画提案書提出時に作成し、県に提出すること。

8 事業の実施に当たっての留意事項

- (1) 子ども等との信頼関係の構築に努めること。
- (2) 子ども及び保護者の意向に配慮すること。
- (3) 子ども等に対し、事業者の支援内容や事業所所在地が明確に把握されるよう、広報活動を積極的に行うこと。



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

- (4) 児童養護施設等関係機関に対し、事業内容の理解促進を図り、連携の円滑化に努めること。
- (5) 子ども等の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

9 その他

(1) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の取り扱いについて、別紙1「個人情報取扱特記事項」及び別紙2「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

受託者は、当該事業の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することができる。

(4) 事業実施報告

受託者は、委託業務終了後、その結果についての事業報告書及び収支決算書を作成し、県に提出すること。なお、事業実施の途中において、県が報告を求めた際には、速やかに応じること。

(5) 別紙3「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

(6) 定例会議の開催

- ・ 県と受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務が実施できるよう、必要に応じて定例会議を開催する。
- ・ 定例会議を開催した場合は、受託者において議事録を作成すること。
- ・ 県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応すること。

(7) 業務の引き継ぎ

本業務の受託者は、業務開始前に前年度の受託者から業務の引き継ぎを受けること。ただし、同じ事業者が引き続き受託する場合はこの限りではない。

また、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努め、引き継ぎを行った結果については書面で県に報告すること。

(8) その他

- ・ 委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県及び受託者が協議の上定めることとする。
- ・ 本業務において研修会等を実施する際には、配布する資料等に委託者が奈良県であることを明示すること。
- ・ 資料等の著作権等は全て県に帰属するものとする。

10 担当部局

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係
TEL:0742-27-8605 FAX:0742-27-8107



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

(別紙1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用、提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約の事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(従事者の監督)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人にした知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除または、損害賠償の請求をすることができるものとする。



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

(別紙2)

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に以下の事項については留意すること。

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策が確保されていること。

2 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合は明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること。(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること。)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 個人情報等を取り扱う業務を再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること。

2 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合は明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること。

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。但し、契約期間内に、契約満了後も同事業を継続して契約することが見込まれる場合はこの限りでない。

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること。



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン

(別紙3)

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。



「子ども虐待防止にみんなの力を」
オレンジリボン